

由布市公告第 29 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 項及び由布市契約事務規則（平成 17 年規則第 51 号）第 27 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 5 月 23 日

由布市教育委員会 教育長 橋本 洋



第 1 競争入札に付する事項

1	業務名	令和 7 年度 由布市文化財把握支援業務委託
2	業務場所	由布市全域
3	業務概要	「由布市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）を策定することを目的に、あらかじめ計画作成に向けた市内の文化財について把握しておく必要があることから、本市の文化財を幅広く検証し、本市の文化財資源の基礎資料のとりまとめと、リスト作成を行う。
4	履行期間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 27 日まで
5	仕様	由布市文化財把握支援業務委託仕様書のとおり

第 2 入札参加資格

本案件については、次に掲げる要件をすべて満たす者に限り入札参加を認める。

1	平成 31 年 4 月 1 日に施行された改正文化財保護法の地域における文化財の保存及び活用を総合的かつ計画的に行うことを目的に、文化財保存活用地域計画制度が創設されたことに伴う、国又は地方自治体が発注した計画策定業務を受託し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
3	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、その事実があった後、2 年を経過した者であること。
4	由布市物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格審査に関する要綱（令和 6 年 9 月 27 日令告示第 114 号）による資格認定を受け、令和 7 年 5 月 1 日現在で入札参加資格者名簿（以下「有資格者」という。）に登録されている者。
5	公告の日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても、由布市物品等供給契約に係る指名停止基準（平成 17 年告示第 5 号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。

6	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
7	破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
8	公告の日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても、由布市が行う公共事業等からの暴力団等排除措置要綱(平成25年告示第18号。以下「排除措置要綱」という。)に基づく入札参加排除措置期間中でないこと。

第3 入札手続等

1	担当課	由布市教育委員会社会教育課 郵便番号 879-5498 住 所 大分県由布市庄内町柿原302番地 電 話 097-582-1203 (内線) 1332 長谷川・尾田	
2	公告内容の 交付期間等	公告期間	令和7年5月23日(金) から 令和7年7月 1日(火) まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで
		交付場所	由布市教育委員会社会教育課(本館3階)
		交付方法	交付については、直接交付によるほか由布市ホームページにて行う。 由布市ホームページ https://www.city.yufu.oita.jp/biz/nyuusatukeiyaku/article_82877/article_82878
3	設計図書等 の質疑応答 等	提出期間	令和7年5月23日(金) から 令和7年5月30日(金) まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで
		提出場所	由布市教育委員会社会教育課 郵便番号 879-5498 住 所 大分県由布市庄内町柿原302番地 電 話 097-582-1203 F A X 097-582-1245
		提出方法	書面(様式自由)で持参すること(FAX可)。

		回答の閲覧期間	質問書の提出を受けた翌々日から 令和7年7月1日（火）まで の開庁日の午前9時から午後5時まで
		回答書の閲覧方法	質問者にはFAXで回答及び由布市教育委員会社会教育課（本館3階）に掲示する。
4	競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）の提出期間等	提出期間	令和7年5月26日（月）から 令和7年6月10日（火）まで の開庁日の午前9時から午後5時まで
		提出場所	由布市教育委員会社会教育課 郵便番号 879-5498 住 所 大分県由布市庄内町柿原302番地 電 話 097-582-1203 （内線）1332 長谷川・尾田
		提出方法	持参または書留郵便（簡易書留郵便を含む）。 郵送の場合は、 <u>6月10日（火）必着。</u> <u>封筒に「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。</u>
		提出書類	① 別紙様式第1号により作成すること。 ② 返信用封筒（宛名明記・320円切手貼付）を用意すること。（「競争参加資格確認通知書」送付用） ※入札参加資格の2競争参加資格要件を証する書類の例・契約書及び当該契約に係る履行確認書等の写し
		注意事項	① 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。 ② 提出された確認申請書類は、競争参加資格の確認以外に使用しない。 ③ 提出された確認申請書等は、返却しない。 ④ 提出期限後における確認申請書等の差替え、追加及び再提出は認めない。
5	入札参加資格確認通知書の交付	競争参加資格の有無についての確認の審査終了後、競争参加資格確認通知書を令和7年6月13日（金）までに通知する。	
6	仕様書説明会	実施しない。	

第4 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第3の5の通知の日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由について
---	-------	--

		ての説明の書面（様式自由）を由布市教育委員会社会教育課まで持参して求めることができるものとする。
2	回答	説明の請求に対する回答は、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により行う。

第5 入札及び開札

1	入札の日時等	入札及び開札予定日時	令和7年7月2日（水）午前10時00分
		入札及び開札場所	大分県由布市庄内町柿原302番地 由布市役所 3階大会議室
		入札参加時の注意点	① 別添の様式による入札書（及び委任状）を使用すること。 ② 競争参加資格確認通知書の写し及び入札書（及び委任状）に使用する印鑑を持参すること。 ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
		入札執行回数	2回までとする。
		最低制限価格の有無	無
2	入札の辞退	競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。また、辞退を理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。	
3	入札保証金	免除とする。	

第6 決定通知

1	由布市契約事務規則第28条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
2	落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。

第7 契約保証金

1	免除とする。
---	--------

第8 契約に関する注意事項

契約書の提出は、落札通知のあった日より起算し7日以内（土日、祝日は含まない）に由布市教育委員会社会教育課へ提出すること。

第9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

1	入札者としての資格のない者のした入札
2	競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
3	入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
4	同一の入札について2以上の入札をした者の入札
5	同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
6	入札金額を訂正した入札
7	入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札
8	公告に示した競争参加資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
9	入札開始前の注意事項等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
10	申請書等を提出しなかった者のした入札
11	申請書等の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
12	当該入札において談合情報が寄せられ、談合があったものと認定された場合

第10 支払い条件

納品検査後1回払いとする。

第11 その他

1	この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、由布市契約事務規則、由布市一般競争入札要領（平成21年告示第134号）、その他入札に関する法令等の定めるところによる。
2	入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
3	申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行

	うことがある。
4	契約担当者は、開札後、落札者決定するまでの間に落札候補者が次の（１）から（３）のいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効としたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 （１）指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたとき。 （指名停止基準に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。） （２）排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けたとき。 （排除措置要綱に基づく入札参加排除措置要件に該当するに至った場合を含む。） （１） 公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。
5	当該の入札に参加しようとした者の名称並びに、その者にうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。
6	入札者は、開札後、入札条件に不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
7	その他不明な点は、由布市教育委員会社会教育課まで照会のこと。 由布市教育委員会社会教育課 郵便番号 ８７９－５４９８ 住 所 大分県由布市庄内町柿原３０２番地 電 話 ０９７－５８２－１２０３ （内線）１３３２ 長谷川・尾田